

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和3年7月29日

住所 岩手県久慈市山形町川井第9地割32番地2  
氏名 蒲野建設株式会社 代表取締役 蒲野 敦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	令和3年7月29日	許可番号	第221014-12号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	安定型最終処分場（令第7条第14号口施設） 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上について、石綿含有産業廃棄物を含む。 以下余白		
設置場所	久慈市山形町日野沢第4地割78番34、37及び38 以下余白		
処理能力	埋立面積 14,558m <sup>2</sup> 埋立容量 150,391m <sup>3</sup> 以下余白		
許可の条件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ⑤		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		